

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（委員長談話）

平成 27 年 10 月 8 日  
佐賀県人事委員会  
委員長 大西 憲治

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件について報告及び勧告を行い、勧告どおり実施されるよう要請いたしました。

報告・勧告を行うに当たって、本委員会は、県職員の給与と民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 154 事業所を抽出して調査を行いました(回答事業所 144 事業所)。

その結果、月例給については、本年 4 月時点の県職員の給与と民間給与とを比較すると、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年から増加している等の傾向を反映して、民間事業所の従業員の給与が県職員の給与を月額平均で 801 円 (0.22%) 上回っていました。そのため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げることとしました。

また、期末手当・勤勉手当の支給月数についても、民間の特別給の支給割合が県職員の支給割合を上回っていたことから、引上げを行い、年間 4.20 月分としました。

月例給・特別給ともに、昨年に引き続いての引上げとなります。

また、本委員会は昨年度、給与の世代間配分を見直すとともに職務や勤務実績に応じた給与体系とするため、給与制度の総合的見直しを行うことを勧告し、本年 4 月から実施されているところです。この給与制度の総合的見直しを計画的かつ着実に推進するため、平成 28 年度においても諸手当の所要の改定を行うこととしました。

その他、雇用と年金の接続、能力と実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用などについても、引き続き具体的取組を進めていく必要があります。また、時間外勤務等の縮減や、メンタルヘルス対策等の職員の健康管理の問題、仕事と家庭の両立支援のための勤務環境の整備などについても、なお一層の取組が必要であります。

なお、服務規律については、職員に対して、一人ひとりが県民全体の奉仕者

としての自覚を強く持ち、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることを要請しています。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置の一つとして、県職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものであり、これまで、重要な役割を担ってきたところであります。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められています。

このような状況下で本委員会は、県職員の給与を決定するうえで、従来どおり、給与制度は公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本として、今回の勧告を行いました。このことは、県民の皆様の理解が得られる給与を実現するものであるとともに、困難な職務に精励する県職員がその意欲を保持しつつ、安んじて職務に専念できる環境の整備や、県職員に多彩で優秀な人材を確保することにつながり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであると考えています。

県民の皆様におかれましては、どうか人事委員会勧告制度の意義や役割をご了解いただきますとともに、県職員が県行政の各部において県民生活を支え県勢発展に努力していることについて、深いご理解を賜りたいと存じます。